

議案第5号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

江別市長 後藤 好人

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(江別市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 江別市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(江別市情報公開条例の一部改正)

第2条 江別市情報公開条例(平成14年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第34条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(江別市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 江別市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第9項から第11項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(江別市行政不服審査条例の一部改正)

第4条 江別市行政不服審査条例(平成28年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(江別市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 江別市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の2の2第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(江別市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 江別市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和55年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号中「」を「拘禁刑」に改める。

禁錮

」

(江別市公害防止条例の一部改正)

第7条 江別市公害防止条例(昭和49年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第54条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第55条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(江別市消防団条例の一部改正)

第8条 江別市消防団条例(昭和55年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(江別市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の江別市職員の給与に関する条例第17条の2の2第1項(第1号に係る部分に限る

。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。